

第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く状況等について

（1）生活保護の動向（平成28年10月時点）

平成28年10月時点の生活保護受給者数は約214万人（保護率：1.69%、生活保護受給世帯数：約164万世帯）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録した後、3万人程度減少しているが、現在も高い水準で推移している。

年代別にみると高齢者の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成27年度で約45%）は65歳以上の者となっている。世帯類型別でも、社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯の増加が続いている。一方、高齢者世帯を除く世帯は、雇用情勢の改善傾向を背景として、平成25年2月のピーク時から約9万世帯減少している。

平成28年10月時点の受給者数の対前年同月伸び率は▲1.0%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、平成27年9月以降マイナスとなっている。

（2）平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた生活保護制度全般についての検討

平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法の附則においては、施行後5年を目途として検討を行うことが規定されている。

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

現在、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして行う検証作業に着手しており、生活扶助基準をはじめ、有子世帯の扶助・加算などこれまで生活保護基準部会報告書において指摘された検討課題について、本年末のとりまとめを目指し、同部会において議論している。

この平成29年検証の結果を踏まえ、平成30年度以降の具体的な基準見直しの検討を進めるとともに、制度全般についても見直しを検討し、法改正を含め必要な措置を講ずることとしているので、御承知おき願いたい。

(3) 経済・財政再生計画 改革工程表について

このような中で、経済・財政再生計画改革工程表2016改定版（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。）においては、就労支援や医療扶助の適正化等について、KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）を設定し、更なる適正化に取り組むこととされており、厚生労働省においては、この工程に従って、各般の取組を進めていくこととしている。

2 就労・自立支援の充実について

(1) 就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成27年度からは各地方自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただいております。今後、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても改革工程表に沿って着実に改革を実行していくこととされているが、この中で、就労支援に関するKPIとして、

- ① 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2018年度までに45%とする

ことが定められているほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれているところである。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状（①②は集計できた自治体のみの暫定値）

① 就労支援事業等の参加率

平成27年度 就労支援促進計画の実績値平均 36.6%

② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合

平成27年度 就労支援促進計画の実績値平均 45.3%

③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）

平成27年度 35.5%

現状では、就労支援事業等の参加率など、KPIの目標値までには、なお努力を要する状況にある。国においては、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況や「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」を進めることとしており、各地方自治体における現状と（2）以降に記載さす事項を踏まえて、就労支援の取組を更に推進いただくようお願いしたい。

（2）被保護者就労支援事業について

被保護者就労支援事業については、引き続き、就労に向けた個別支援に加え、関係機関との協力・連携体制の強化や新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。

また、本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは「その他の世帯」120世帯に対して1名の就労支援員を配置していない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

（3）被保護者就労準備支援事業について

就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者を支援するための被保護者就労準備支援事業については、重要な役割を担うものであるが、平成28年度において実施し

ている地方自治体が約26%程度にとどまっている。生活面や健康面、家庭環境、学歴、病歴等様々な就労阻害要因を有する個々人の課題に応じた丁寧な支援を行うためにも、生活困窮者自立支援制度において行われている事業との一体的な実施を行ったり、地域の資源を有効に活用することなどにより、積極的な実施をお願いしたい。

また、特に就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用する事業を就労準備支援事業の一類型として、平成29年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
- ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップ
を福祉の専門知識を持つ者が実施

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

ハローワークと地方自治体によるチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業については、地方自治体の窓口にはローワークの常設窓口を併設す取組を進めており、平成29年度においては204箇所まで増設する予定としている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

また、平成29年度に新規に常設窓口を開設することになる地方自治体におかれては、常設窓口の開設に向けて都道府県労働局及びハローワークと調整いただき、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道に乗るよう、ご協力いただきたい。

さらに、平成28年10月19日付けで、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職

業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置が創設されている。これに伴い、本事業における地方自治体からハローワークへの支援要請手続き等の一部見直しを行ったため、事業の円滑な実施に向け、ハローワークとの連携をより一層強化していただくようお願いしたい。なお、支給金額は以下のとおりである。

対象者	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外の者	30万円×2 (※)	25万円×2
短時間労働者	20万円×2	15万円×2

(※) 助成対象期間は1年。6ヶ月ごとに2回支給。

3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

(1) 医療扶助におけるKPIの設定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の3点が盛り込まれており、具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とする」とともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定すること、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされている。

また、同工程表においては、これらの事項に関するKPIが設定されており、後発医薬品については、KPI第1階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品の使用促進計画の策定率【100%】」、頻回受診の適正化に関しては、KPI第1階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」等とされるとともに、「見える化」事項として、「生活保護受給者1人あたり医療扶助地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」が盛り込まれている。

また、頻回受診の適正化に関するKPIについては、昨年12月の改定版において、適

正受診指導による改善者数割合を「2018年度において2014年度比2割以上の改善」と追加的に定めたところである。受診状況を把握する対象者の範囲については「医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同じ診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者」としていたところ、公的医療保険制度における頻回受診者の定義も勘案し、「単月で15日以上受診している者」に変更する予定である。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている後発医薬品の使用促進の目標については、来年度、具体的な検討を進めることとしているので、御承知おき願いたい。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%を掲げている。

各地方自治体における各般の取組の効果により、医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成28年6月審査分で69.3%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となり、平成27年6月審査分（63.8%）に比べ、5.5ポイント上昇した。

各地方自治体におかれては、引き続き、後発医薬品使用促進計画に基づく取組を着実に推進していただくとともに、後発医薬品使用促進計画を未策定の地方自治体におかれては、早急に策定いただくようお願いする。なお、平成29年度からは、各地方自治体に対して、その後発医薬品使用促進計画の公表をお願いする予定である。

また、患者の意向により先発医薬品が調剤された場合の具体的事情について、仔細を把握する予定であり、御協力をお願いしたい。

(3) 頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者に対する適正受診指導については、改革工程表におけるKPIの達成に向けて、上述の通り、受診状況を把握する対象者の範囲を拡大する予定である。

このため、平成29年度予算において、福祉事務所における業務量の増加に対応するための予算を計上する予定であるので、御活用いただきたい。

なお、受診状況を把握する対象者の範囲の拡大については、将来的には全ての保護の実施機関において実施いただきたいと考えているが、一方で、体制整備に一定の時間を要する地方自治体もあることから、少なくとも平成29年度については、従来の対象者を受診状況把握対象者として差し支えないこととする予定である。

(4) 生活保護受給者の健康管理支援について

生活保護受給者には、糖尿病など、医療機関への受診や健康管理が適切に行われないと重症化するリスクのある傷病を抱えている者が多くあり、生活保護受給者の自立を図る基礎として、健康状態を良好に保つことは不可欠である。また、医療扶助の適正化の観点からも、生活習慣病の発症予防や重症化予防のための健康管理支援に取り組むことが重要である。

このため、平成28年7月より「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健康管理支援の在り方を検討している。この検討会においては、保険者機能に相当する福祉事務所の役割を充実させ、健康診断結果やレセプト等医療情報のデータの入手・利活用、健康管理支援の援助方針の立案、生活保護受給者への健康指導、その効果の評価などの機能を強化すること等について、法改正を視野に議論しているところであるので、御承知おき願いたい。

なお、本検討会については、平成28年度中を目途に一定のとりまとめを予定しており、本格的な実施時期については検討中である。

(5) 平成29年度予算（案）における医療扶助の適正実施の更なる推進について

上述の取組に加え、医療扶助の適正実施の更なる推進策として、医療扶助適正化事業の一部を拡充するとともに、取り組んだ事業についてPDCAサイクルにより実施主体以外の者が評価を行う仕組みを導入するため、医療扶助適正化等事業の一部を再編することとし、平成29年度予算案に22億円を計上しているところである。

事業内容の拡充としては、頻回受診患者の適正受診指導の受診状況把握対象者の範囲を変更するほか、精神障害者等の退院促進事業の対象者として、これまでの「長期入院の精神障害者」だけでなく、要介護状態になった者で医療の必要性が低い者（例：脳血管疾患等を原因として入院し、後遺症により麻痺や寝たきりなどになった者）

や頻回転院患者を加えることとした。

また、生活保護受給者の利用する薬局を一カ所に集約し、服薬管理・服薬指導を行うことは、重複処方や併用禁忌の解消に繋がり、受給者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化の効果が見込まれる。このため、モデル的に事業を実施し、その効果等を測定の上、次年度以降の適切な服薬と医療扶助の適正化に繋げることにしている。なお、本事業はモデル事業で実施するものであるため、補助率は10/10となっている。各地方自治体においては、積極的な事業実施をお願いしたい。

4 自立支援の推進について（就労支援以外）

（1）自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給者が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各地方自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理支援の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、自立支援プログラムによる金銭管理支援の実施について（平成28年4月28日付け事務連絡）」において、公共料金等を滞納してしまうなど生活保護費を適切に管理することが困難な生活保護受給者に対する金銭管理支援の実施例を示しているので、金銭管理支援を実施するにあたっては参考にされたい。

（2）居住の安定確保支援事業について

被保護世帯が良好な住環境の下で安心して生活することができるよう、入居支援や入居後の様々な支援を調整する「居住の安定確保支援事業」について、その積極的な実施をお願いする。

特に、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が所管する住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第10条第1項に基づき組織されている協議会）と入居可能な民間賃貸住宅の情報共有等、連携に努められたい。

また、家賃を滞納している者等に対する代理納付の積極的活用について、更なる取組をお願いしたい。さらに、国土交通省において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）を改正し、生活保護受給者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を新たに設けるとともに、都道府県の指定を受けた居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談、居住支援協議会等の活動支援等の措置を講ずることが検討されている。この中で、登録住宅の賃貸人に対する住宅扶助の代理納付を推進するため、登録住宅の賃貸人からの情報提供を受けて、保護の実施機関において住宅扶助の代理納付を行うかどうかなど必要な措置を検討するための事実確認等を行うことを検討しているところであり、その旨御承知おきいただきたい。なお、詳細な内容等については追って情報提供を行う予定である。

（3）生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方について

平成27年1月にとりまとめられた生活保護基準部会報告書等においては、宿泊施設において生活保護費を利用したいいわゆる貧困ビジネスが存在していることや、単独での自立生活が困難な者に対する生活支援の必要性に関する指摘がなされている。

このような指摘を踏まえ、平成28年10月より、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」を開催し、事業者及び学識者と、無料低額宿泊所等における生活支援の実情等について意見交換を行っているところである。今後、本意見交換会における意見等を踏まえ、厚生労働省として必要な対応を検討していくこととしている。

5 平成 29 年度生活保護基準について

(1) 生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。平成29年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、28年度と同額とすることとしている。

(2) その他の扶助基準について

出産扶助（施設分べん）、生業扶助の就職支度費等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

6 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきており、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談

してからでない」と申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けするための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう改めてお願いする。

（2）生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成27年4月から生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者法」という。）が施行されており、生活保護行政と困窮者法に基づく事業との連携が重要である。

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者についても、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

(3) 生活保護における年金調査の一層の推進（収入資産把握等充実事業の拡充）

年金の受給資格期間短縮（25年から10年）を内容とする年金機能強化法の一部改正法（平成28年法律第84号）が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受給資格を得ることが見込まれる。

※年金機能強化法の一部改正法

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第84号）

生活保護を受給している方が年金機能強化法の一部改正法に基づく年金の請求手続を行い確実に年金を受給することは、利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し、必要な保護を行いつつ、自立を助長するという生活保護の原則の観点からも重要であると考えている。

このため、新たに平成29年度予算案において、生活保護における年金調査について、福祉事務所において新たに受給資格を得る者の年金申請が確実に行われるよう、年金調査員等を配置し、年金制度改正の周知広報をはじめ、年金受給に必要な資格の確認や年金の申請手続の支援等体制整備の拡充を図るための予算として4.5億円を計上したところである。

都道府県におかれては、当該事業について管内福祉事務所に幅広く周知いただきたい。また、各自治体におかれては、当該事業を活用する等により、新たに年金の受給資格を得る被保護者の受給手続きが漏れ無く確実に行われるよう取組みをお願いしたい。

生活保護における年金調査の一層の推進(収入資産把握等充実事業の拡充)

<趣旨>

平成29年度予算案 4.5億円

- 年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受給資格を得ることが見込まれる。
- このため、新たに年金の受給資格を得る被保護者の受給手続きが漏れの無いよう確実に行われるためには、地方自治体(福祉事務所)において、短期的且つ集中的に以下のような業務を実施するための体制整備が必要不可欠である。

<現状・課題>

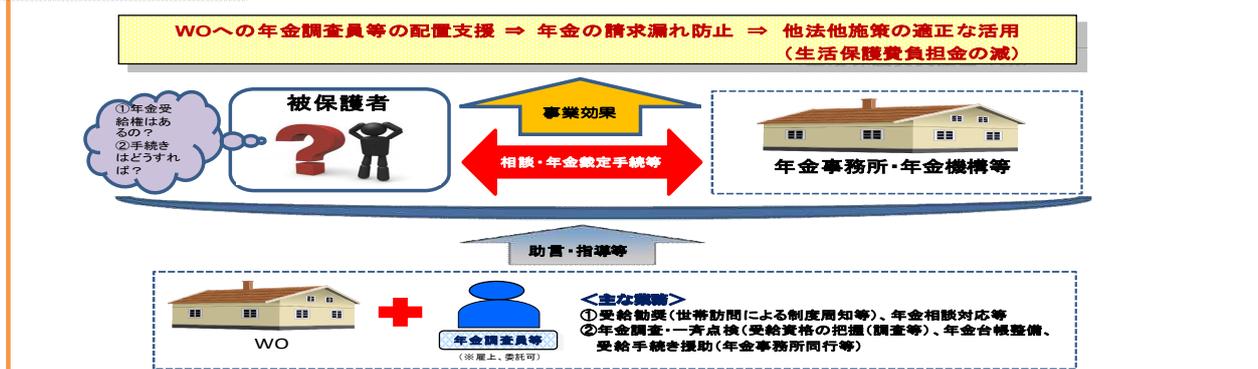
- 65歳以上の無年金被保護者の年金受給資格について、制度施行までの短期間で把握し、漏れなく申請していただくにあたって地方自治体の事務負担は大きい。
- 仮に自治体支援がない場合、年金手続きが進まないこととなり、結果として、公的年金制度の保障機能強化という制度改正の趣旨を没却するとともに、被保護者の自立支援の助長も進まない。

<事業概要>

- 1 実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 2 事業内容 年金調査員(社会保険労務士、年金事務所OB等)等が以下の業務を実施(雇上、委託可)。
 - ①被保護者への制度周知をはじめ、被保護者からの相談対応
 - ②カラ期間を含めて年金調査を行い、受給資格期間を確実に把握
 - ③新たに年金の受給資格を得た被保護者の受給手続きが確実に行われるよう、①裁定請求書作成の支援、②年金事務所への同行等、年金請求手続きに関する各種助言・指導等
- 3 補助率 3/4

<事業のイメージ>

(注)本事業は年金制度改正に伴う地方自治体への緊急体制整備の支援のため、実施期間は平成29年度限り。



7 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適正な実施について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）においては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において、生活保護法施行事務が改善に向け効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査結果を見ると、個別ケースの取扱いの適否を指摘しているのみで、実施機関が抱える課題や問題点とその要因について明らかにされておらず、具体的な改善方策についての指導が十分に行われていない状況が認められた。

また、都道府県・指定都市本庁が管内実施機関に対して行った監査の結果、是正改善を講じるよう指摘した事項について、十分な改善が図られていない状態が継続している状況も認められている。

については、都道府県・指定都市の監査に従事する職員が監査の意義を再認識した上で、組織的・継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、計画的かつ着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

(2) 平成 29 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度、国の監査においては、的確な訪問調査活動の実施や適切な援助方針の策定など生活保護制度の基本的事項に多くの問題が認められた。その要因の 1 つには、各実施機関の査察指導機能や組織的運営管理に多くの課題を抱えている場合が多い。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得等の不正事案や事務懈怠などが見受けられ、一部の実施機関では経理事務の事務処理について、組織的な手順や仕組み、職階毎の役割などが明確でないことから担当者任せになっているなど、組織としての十分なチェック機能や牽制機能が働いていない不適切なケースが認められたところである。

については、これらの監査結果等を踏まえ、平成 29 年度の国の監査における重点

事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

不正受給については、各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組が更に徹底された結果、平成 27 年度の不正受給件数・金額は、43,938 件・約 170 億円となり、1 件当たりの金額は 38 万 7 千円となった。引き続き、不正受給の未然防止について、更なる指導の徹底をお願いします。（別紙参照）

なお、平成 29 年度においても、都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、一般監査における実施機関の選定については、都道府県・指定都市本庁と調整の上、課題の多い実施機関等を中心に実施することとしているので、了知願いたい。

イ 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成 27 年度～31 年度／32 人の削減）を行う予定である。

平成 29 年度においては、全国で 6 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(3) 生活保護行政の適正運営のための研修会等の開催について

本年度の監査の結果においても、査察指導機能の充実強化や組織的運営管理等について課題のある実施機関が多く認められており、また、生活保護業務の経験が十分でない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

国においては、生活保護行政の適正運営の推進のために、平成 29 年度も引き続き、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員及び実施機関の査察指導員を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いします。

なお、実施機関内の実施水準の平準化や、実施機関職員の更なる資質向上を図る重要性に鑑み、各都道府県及び指定都市においても、国の実施する研修資料の活用などにより、研修等の充実に努められたい。

ア 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議（案）

開催時期：平成 29 年 4 月下旬頃 場所：東京都内

イ 新任基礎研修会〔査察指導員等〕（案）

開催時期：平成 29 年 5 月初旬～中旬頃 場所：東京都内

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（案）

開催時期：平成 29 年 9 月中旬頃 場所：東京都内

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停廃止等
	件	千円	千円	件	件
23	35,568	17,312,999	487	57	8,820
24	41,909	19,053,722	455	109	9,824
25	43,230	18,690,333	432	106	11,080
26	43,021	17,479,030	406	112	10,512
<u>27</u>	<u>43,938</u>	<u>16,994,082</u>	<u>387</u>	<u>159</u>	<u>10,587</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	19,886	46.0%	20,002	46.5%	20,245	46.1%
稼働収入の過小申告	4,783	11.1%	5,239	12.2%	5,637	12.8%
各種年金等の無申告	9,193	21.3%	8,683	20.2%	8,343	19.0%
保険金等の無申告	1,555	3.6%	1,534	3.6%	1,466	3.3%
預貯金等の無申告	763	1.8%	659	1.5%	572	1.3%
交通事故に係る収入の無申告	641	1.5%	652	1.5%	641	1.5%
その他	6,409	14.8%	6,252	14.5%	7,034	16.0%
計	43,230	100.0%	43,021	100.0%	43,938	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(平成27年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.2%)	(5.0%)	(5.9%)	(100.0%)
39,175	2,176	2,587	43,938

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。